

第2章 配偶者等からの暴力

第2章 配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス /DV) について

1 配偶者等からの暴力とは

(1) 配偶者等からの暴力の形態

DVは、「ドメスティック・バイオレンス」(domestic violence)の略で、直訳すると家庭内暴力ですが、明確な定義はありません。日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。本計画でも、その意味で使用しています。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなどの身体的な暴力、心無い言動や無視することにより相手の心を傷つけるなどの精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなどの性的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力等様々な形態が存在します。

(2) 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な所で行われることが多いため、「家庭内の問題」、「個人的な問題」と捉えられがちで、社会的な理解が不足していることにより潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力が激化・継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力は、社会的、経済的及び肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係等我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーとみなさない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力を振るうのはある程度仕方ないといった女性の人権を無視した考え方等が根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

2 配偶者等からの暴力の現状

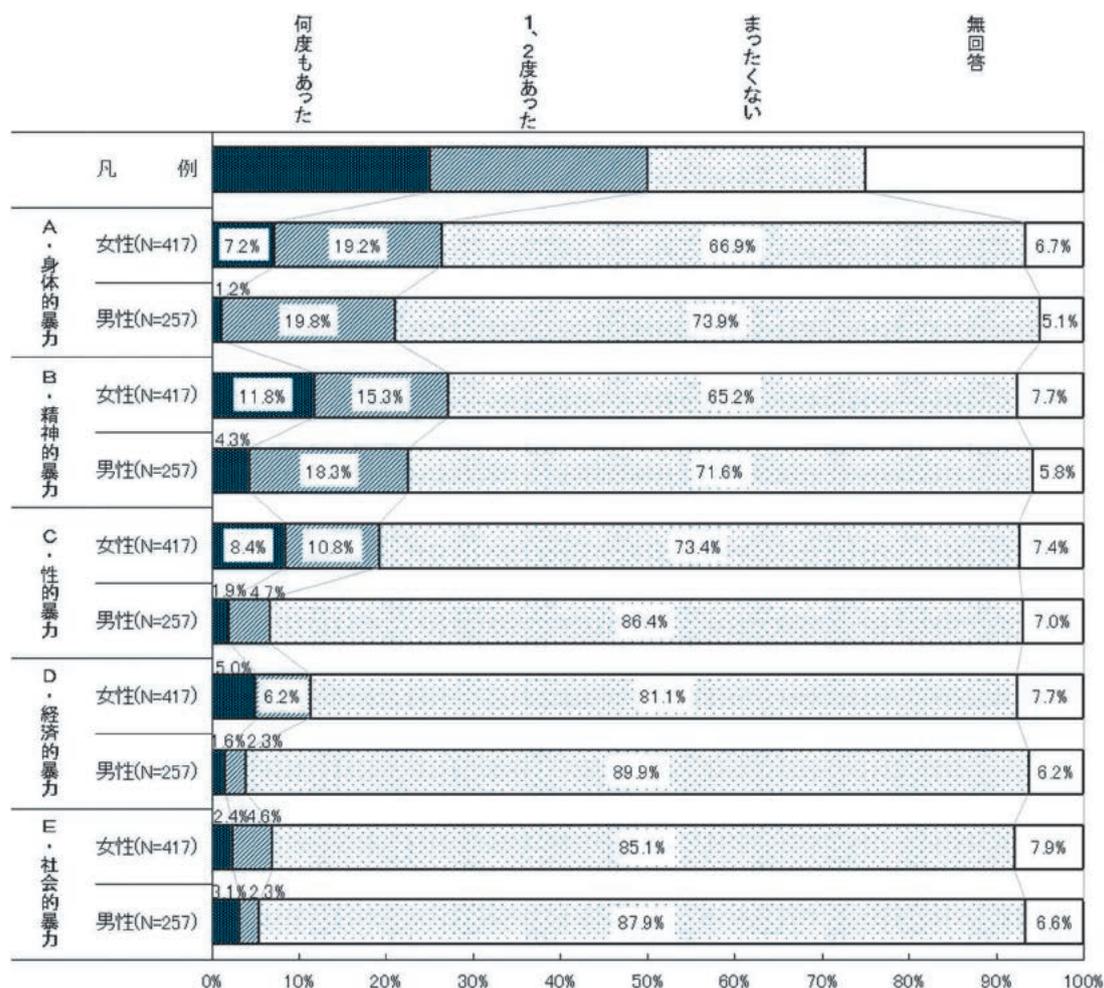
(1) 配偶者等からの暴力の被害経験

平成 27 年度に実施した「出水市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)によると、配偶者等から殴られたり、蹴られたりなどの身体的暴力を受けた経験が一度でもあると答えた人は、男性 21.0%、女性 26.4%、人格を否定

するような暴言や精神的な嫌がらせなどの精神的暴力を受けた人は、男性 22.6%、女性 27.1%、嫌がっているのに性的な行為を強要されるなどの性的暴力を受けた人は、男性 6.6%、女性 19.2%となっており、いずれの暴力行為でも女性の被害経験が男性よりも多い結果となっています。

また、鹿児島県警察本部による本県の平成 28 年の配偶者からの暴力事案認知状況は 396 件となっており、その被害者のほとんどが女性です。

● 配偶者やパートナーから暴力や嫌がらせ等を受けた経験



資料：「平成 27 年度出水市男女共同参画に関する市民意識調査」

- ・ A. 身体的暴力 … 殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなど
- ・ B. 精神的暴力 … 人格を否定するような暴言をばく、何を言っても無視する、殴るふりをしておどすなど
- ・ C. 性的暴力 … 嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しないなど
- ・ D. 経済的暴力 … 必要な生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど
- ・ E. 社会的暴力 … 携帯電話の履歴やメールを強引にチェックする、友達や身内との付き合いを制限するなど

(2) 配偶者等からの暴力についての相談経験

市民意識調査によると、配偶者等から暴力を受けた経験がある人に、その相談先について尋ねたところ、「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が43.1%と最も高く、暴力が潜在化しやすい傾向にあることがうかがえます。

3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状

(1) 国における取組

国は、平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護及び自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、配偶者暴力防止法が制定され、保護命令の制度や都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始されました。

平成16年5月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月に施行されるとともに、基本方針が策定されました。

平成19年7月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月に施行されました。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて配偶者暴力防止法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が制定され、平成26年1月3日に施行されました。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

(2) 鹿児島県における取組

鹿児島県は、平成14年1月に施行された鹿児島県男女共同参画推進条例第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

また、平成18年3月、配偶者暴力防止法に基づき、鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画を策定し、この計画に基づき、市町村、関係機関等と連携の下、

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取組を進め、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

さらに平成 19 年には、県内の全ての地域における配偶者等からの暴力の被害者の相談・支援体制の充実に資するよう、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

平成 19 年 7 月に配偶者暴力防止法が改正され、平成 20 年 1 月に国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の見直しが行われたことに伴い、これらの改正の内容やこれまでの県の取組状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実に資するために、鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の改定を行いました。

(3) 出水市における取組

出水市では、平成 21 年 3 月、配偶者等からの暴力の防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、配偶者等からの暴力の被害者への的確な支援を行うため、出水市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議を設置しました。

平成 26 年 6 月からは、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、こども課に婦人相談員を配置し、被害者の立場に立った相談体制の充実に努めています。

さらに、平成 29 年 4 月に施行した出水市男女共同参画推進条例第 8 条において、配偶者等に対する暴力行為の禁止を規定しました。

